

危険ドラッグ対策及び特殊詐欺対策に関する要望書

27 公社東宅協発第 31 号

平成 27 年 5 月 19 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都千代田区富士見 2 丁目 2 番 4 号 東京不動産会館
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会

会 長

瀬 川 信 義



平素から不動産業界の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、ハーブやお香等と称して販売される、いわゆる「危険ドラッグ」を吸引し、呼吸困難を起こしたり死亡したりする事件や、その吸引による幻覚や興奮作用に起因した重大な事故が多発するなど、重大な社会問題となっています。

また、息子や孫を装い高齢者から現金を騙し取る振り込め詐欺等の特殊詐欺が後を絶たず、平成 26 年の都内の被害額は 80 億円を超えるなど、深刻な状況です。

当協会といたしましても、こうした事態を憂慮し、少しでも地域の安全に貢献するため、事業に関わる建物が危険ドラッグや振り込め詐欺に悪用されないよう、会員に対して啓発するとともに、地元自治体と協定を結ぶことで、危険ドラッグや振り込め詐欺の撲滅に向け、協力して取り組んでおります。

今後、こうした業界としての取組が円滑に進みますよう、下記のとおり要望します。

記

- 1 都内における危険ドラッグの販売や特殊詐欺に関する必要な情報を提供すること。
- 2 危険ドラッグの販売や特殊詐欺に関する情報について、通報又は相談できる窓口を明らかにし、周知すること。
- 3 危険ドラッグの販売や特殊詐欺をしたことを理由に、建物提供者が契約を解除し、建物の明渡しの申入れをした場合において、建物提供者が相手方からの損害賠償請求等に対して免責されるような措置を講ずること。